

## お近くの病院または健診機関で受診する

### STEP 1

特定健康診査を受ける医療機関または健診機関を選ぶ。

\*滋賀県内の受診できる医療機関は、「令和2年度 実施機関一覧表」のとおりです。

\*滋賀県外の受診可能な医療機関は、社会保険診療報酬支払基金のホームページで確認してください。

→ <https://www.ssk.or.jp/kikankensaku/index.html>

### STEP 2

医療機関または健診機関に予約の連絡をする。

(予約不要の場合もあります。)

\*実施機関一覧表等に記載の医療機関等でも、契約の解除等により受診できない場合がありますので、必ず受診前に確認をお願いします。

## ●●●●!!受診日までの注意点!!●●●●

受診の前日は、アルコールの摂取や激しい運動は控えてください。

#### \*午前中に受診する場合

血糖値等の検査結果に影響を及ぼさないために、健診前の10時間以上は、水以外の飲食物はできるだけ控えてください。

#### \*午後に受診する場合

朝食は軽めにし、健診まで水以外の飲食物はできるだけ控えてください。

#### 受診日のもちもの

特定健康診査受診券  
と

- ・組合員被扶養者証
- ・任意継続組合員証
- ・任意継続組合員被扶養者証  
のいずれか